【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月27日
【報告者の氏名又は名称】	ヒューリック株式会社
【報告者の住所又は所在地】	東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号
【電話番号】	（03）5623－8100（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役副社長　　原　広至
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ヒューリック株式会社 （東京都中央区日本橋大伝馬町７番３号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、ヒューリック株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社リソー教育グループをいいます。
（注３）　本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注６）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注７）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
（注８）　本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
（注９）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注10）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

1【公開買付けの内容】

（1）【対象者名】

株式会社リソー教育グループ

（2）【買付け等に係る株券等の種類】

① 普通株式

② 新株予約権（以下、(ⅰ)乃至(vi)を総称して「本新株予約権」といいます。）

（ⅰ）2018年10月９日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第１回株式報酬型新株予約権（行使期間は2018年11月20日から2058年11月19日まで）

（ⅱ）2019年８月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第２回株式報酬型新株予約権（行使期間は2019年９月25日から2059年９月24日まで）

（ⅲ）2020年９月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第３回株式報酬型新株予約権（行使期間は2020年10月20日から2060年10月19日まで）

（ⅳ）2021年８月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第４回株式報酬型新株予約権（行使期間は2021年９月23日から2061年９月22日まで）

（ⅴ）2022年６月23日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第５回株式報酬型新株予約権（行使期間は2022年７月20日から2062年７月19日まで）

（vi）2023年９月19日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第６回株式報酬型新株予約権（行使期間は2023年10月26日から2063年10月25日まで）

（3）【公開買付期間】

2026年10月14日（水曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

（1）【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（26,646,601株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（63,075,636株）が買付予定数の下限（26,646,601株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第１項の規定に基づき、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により、2026年11月27日に、株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	62,795,726（株）	62,795,726（株）
新株予約権証券	279,910	279,910
新株予約権付社債券	―	―
株券等信託受益証券（　　）	―	―
株券等預託証券（　　）	―	―
合計	63,075,636	63,075,636
（潜在株券等の数の合計）	（279,910）	（279,910）

（４）【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（個）(a)	1,499,612
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	2,799
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	―
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（個）(d)	―
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	―
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	―
対象者の総株主等の議決権の数（2026年８月31日現在）（個）(g)	1,703,032
買付け等後における株券等所有割合 ((a+d)／(g+(b−c)+(e−f))×100)（%）	87.79

（注１）　「対象者の総株主等の議決権の数（2026年８月31日現在）（個）(g)」は、対象者が2026年10月14日に提出した第42期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2026年８月31日現在の総株主等の議決権の数（１単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）及び本新株予約権についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2026年８月31日現在の対象者の発行済株式総数（171,806,159株）に、対象者から同日現在残存すると報告を受けた本新株予約権26,057個の目的となる対象者株式の数（279,910株）を加算した株式数から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（1,270,719株）を控除した株式数（170,815,350株）に係る議決権の数（1,708,153個）を分母として計算しております。

（注２）　「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（５）【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。